

令和5年度事業計画書

定款第3条及び第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

1 会 議

本会の健全な運営を図るため、次の会議を開催する。

総 会	5 月
理事会	毎月
監事会	4・11・1月

2 執行部

総務部及び経理部並びに執行部役員による会議を開催、前月の会務及び会計執行状況を確認し、更に当月に予定する会務の執行方法等について協議する。

保険、学術、事業、広報、介護保険の各部は随時専門部会を開催し、英知を結集して会務の執行と進展にあたる。

部活動の細部については、各部の計画行事予定による。

3 医師会等との連絡調整

医師会、整形外科医との間の意思の疎通を緊密なものとし、柔整業界への理解と協力が期待できるよう医師会側と常に緊密な関係を保って、相互の意見調整と協力関係の維持に努めるものとする。

4 関係公官庁、諸団体との連絡調整

事業の円滑な運営を図るため、関係官庁並びに保険支払い機関との連絡調整を随時積極的に行うとともに、会員に対する周知事項の徹底に努める。

(1) 県保健福祉部医療政策課	随時
(2) 県保健福祉部保健福祉課、各健康福祉センター	〃
(3) 県保健福祉部国保医療課	毎月
(4) 県保健福祉部高齢対策課、健康増進課、障害福祉課、こども政策課	随時
(5) 栃木県後期高齢者医療広域連合会	〃
(6) 関東信越厚生局栃木事務所	〃
(7) 全国健康保険協会栃木支部	毎月
(8) 栃木県国民健康保険団体連合会、各市町村保険課等	〃
(9) 栃木労働局、各監督署	〃
(10) 全国共済農業協同組合連合会栃木県本部 損害調査部各SC	随時
(11) 健康保険組合連合会、各健康保険組合	〃
(12) 損害保険料率算出機構	〃

5 所管部の運営方針

円滑な事業の推進と保険請求の適正並びに柔道整復技術の向上等を図るため次の事業を実施する。

(1) 総務部

各部を総括し運営方針等の企画、検討を行う。

- ① 各種講習会及び相談会 随時
- ② 税務相談 3月3日
- ③ 各部に所属しない事業の運営
- ④ 各支部の会議

(2) 経理部

会務運営の健全な財政を保持し、公益法人会計による適正な経理事務の執行を管理することによって事業運営に万全を期する。

(3) 保険部

施術費の算定及び保険請求の取り扱いについて、県・関東信越厚生局及び保険者等と緊密な連携を保持し、業務の適性と実務指導に努める。

- ① 受領委任払いの登録改廃手続き
- ② 療養費申請書の一括送付及び療養費の送金に関する事
- ③ 柔道整復療養費公的審査会への協力
- ④ 療養費支給申請書予備点検の実施
- ⑤ 保険講習会等の開催(施術録記載方法及び保険取扱請求事務について)
- ⑥ 新入会者研修会(総務部と合同開催)
- ⑦ 県内健康保険連合会との研修会
- ⑧ 労災費用請求書の点検及び審査協力
- ⑨ 自動車賠償責任保険、損害保険料率算出機構との相互連絡
- ⑩ J A 共済連栃木損害調査部との合同研修会
- ⑪ 個別指導への対応
- ⑫ 県民相談
- ⑬ 保険Q & Aの作成
- ⑭ 療養費の取扱に関する県及び県内保険者等との連絡、調整

(4) 学術部

会員の医学知識と技術の向上に資するとともに、医師及び医療関係者との交流を深め、また会員による学術研究論文の発表会を開催し、自己研鑽に努め、柔道整復学の向上、構築に寄与する。

公開講座においては、県民の参加を促進し、柔道整復師及び柔道整復術に対する理解を深めてもらうため、啓発資料の配付や展示を行い柔道整復師による相談コーナーを設置する。

学術部の事業

- ① 学術講演会 7月・10月
- ② 学術講演会のDVD発刊 3月
- ③ ブロック、都道府県主催の学術講演会出席 随時
- ④ 帝京大学ジョイントシンポジウム共催 7月

- | | |
|-------------------------|-----|
| ⑤ 講習会・勉強会開催 | 不定期 |
| ⑥ 広報紙とちのきへの投稿（新学術部シリーズ） | 毎月 |
| ⑦ ホームページ掲載（健康通信） | 毎月 |

（５）事業部

会務運営のため諸会合（各部所管を除く）やスポーツ大会を主宰するとともに、スポーツを通じ会員相互に親睦・融和を図り、健康増進に資する。また、県民の健全な精神の育成と体力向上に寄与するため、地域スポーツ大会に参加し、必要な助成及び救護活動を行う。

① 大会主催

第３９回公益社団法人栃木県柔道整復師会柔道大会

期 日 令和５年５月３日（水・祝）

場 所 ユウケイ武道館

第２８回栃木県柔道整復師会チャリティーゴルフ大会

期 日 未定

場 所 未定

② 大会参加

第３２回日整全国少年柔道大会第１２回日整全国少年柔道形競技会

期 日 令和５年１１月１９日（日）

場 所 講道館（大道場）

日本柔道整復師会ゴルフ大会

期 日 未定

場 所 未定

関東ブロック会ゴルフ大会

期 日 未定

場 所 未定

③ 大会協賛

第６５回栃木県郡市町対抗駅伝競走大会

期 日 令和６年１月２８日（日）予定

場 所 栃木市運動公園陸上競技場

④ その他のスポーツ大会、柔道教室への協賛参加

ア 救護要員の派遣

イ 実技指導員、審判員の派遣

ウ 選手の派遣

エ 助成金の交付

（６）広報部

県民及び県内の柔道整復師・学生・行政・保険者などに対し、療養費の取り扱いと適正化に関する情報、医学(柔道整復学)等の知識・技術に関する情報、健康及び介護等に関する知識・情報等を正しく提供し、本会の事業活動を告知し周知または報告のために、月間広報紙『とちのき』を発行すると

もに、様々なメディアを活用し情報の収集と発信を行い、柔道整復術及び学の発展、普及啓蒙の事業を行っていく。

- ① 本会行事・各柔道大会・学術講習会・講演会、その他の活動状況を告知・報告する。
- ② 日整広報誌及び関連メディアに協力・投稿、各都道府県柔整師会との相互情報交換。
- ③ 広報原稿・写真・資料等の電子化をさらに推進し、編集・編纂業務の効率化を図るとともに、アーカイブとしての充実を図る。
- ④ 県内の柔道整復師・一般県民・保険者・行政等に有用な記事を継続して掲載していく。
- ⑤ 新学術部シリーズを学術部の協力の下、継続掲載していく。
- ⑥ 広報紙のあり方を常に模索し、より読みやすくわかりやすい紙面の内容・表記に努める。
- ⑦ 部員の取材活動・記事作成を奨励し、編集技術・取材技術の向上を図るための勉強会等を開催する。
- ⑧ ホームページ掲載のための記事・健康ニュース等を作成し、情報化委員会に提供する。

(7) 情報化委員会

広報紙とともに、県民及び県内の柔道整復師・学生・行政・保険者などに対し、療養費の取り扱いと適正化に関する情報、医療・介護等に関する情報、柔道整復術及び学に関する情報等を公開・提供・収集・保存する事業を行い、本会の事業活動を告知し周知または報告のために、迅速な情報発信の役割を果たしていく。

- ① ホームページの充実を図るため、各部と連携し情報の発信を継続する。
- ② メールマガジン等により、柔道整復師向けの情報発信を促進する。
- ③ 協同組合に協力し、賛助会員・会員相互の販売促進、商品紹介等を行う。
- ④ I T技術の利用推進のため、各種講習会や勉強会を開催する。
- ⑤ 会務の執行・運営の効率化を推進するための I T技術の導入を提案していく。
- ⑥ 会の事務局における事務効率の向上のための I T技術指導を行い、文書・写真・その他のデータ等を電子化し、管理・保存・利用の効率化を援助する。
- ⑦ 会員等に配布する資料の電子化を推進し、C D・D V D等の編集・作成を推進する。
- ⑧ 収集された各種のデータを解析し、資料として保存、広範囲への利用を推進する。
- ⑨ 本会における個人情報の取り扱いを管理し、保存・利用に関するガイドラインを運用する。
- ⑩ 対外配布資料・小冊子を広報部とともに作成し、柔道整復師(接骨・整骨院)の県民への周知を図る。
- ⑪ SNS (Facebook・タイムライン等) に投稿し拡散させることで、県民に広

く柔道整復師および接骨・整骨院の業務内容や健康保険の使用などについての情報の伝達を図る。

(8) 介護保険部

県内市町との連携を密にし、地域包括ケアシステム・在宅介護医療推進に努め柔道整復師の参入を図る。機能訓練指導員認定証を取得し柔道整復師の地位の向上、地域住民の健康増進に寄与する。

- ① 地域支援・在宅医療事業実施の推進（機能訓練指導）
- ② 介護事業所へ柔整業務の推奨（ex. 介護事業所へのDM発送）
- ③ 各市町へ訪問
- ④ 介護保険研修会
- ⑤ 機能訓練指導員認定講習会及びフォローアップ講習会
- ⑥ ロコモアドバイザー・身体を動かそうプロジェクト等の講習会参加
 - 第1回介護保険部代表者会議 本会会議室
 - 令和5年 9月 予定
 - 第2回介護保険部会 本会会議室
 - 令和6年 3月 予定

(9) 付設診療所(とちのきクリニック)

当会館に付設する診療所において、毎月第1、3日曜日の2回を顧問医師による定例診察日と定め、必要な診察と指導、助言を仰ぎ研修活動が続けるとともに、地域住民の健康増進に寄与する。

6 その他

- (1) 会執行部と支部会員との意思の疎通並びに周知事項の徹底を図るため会長または会執行部の支部訪問を引き続き実施する。
- (2) 協同組合と緊密な連携を保ち、組合事業の推進を図り、施術所経営の合理化及び事業発展に必要な資料を作成配布する。
- (3) 互助会規定を整備し、会員相互の福利及び共済事業の充実を図る。
- (4) 医療賠償責任保険等を継続推進する。